

条件付一般競争入札の手引き
(入札参加者向け)

令和 7 年 1 0 月

陸前高田市

改定履歷

[illegible]

はじめに

この手引きは、陸前高田市において執行する条件付一般競争入札の申請手続や留意事項等について、要点を整理し、まとめたものです。

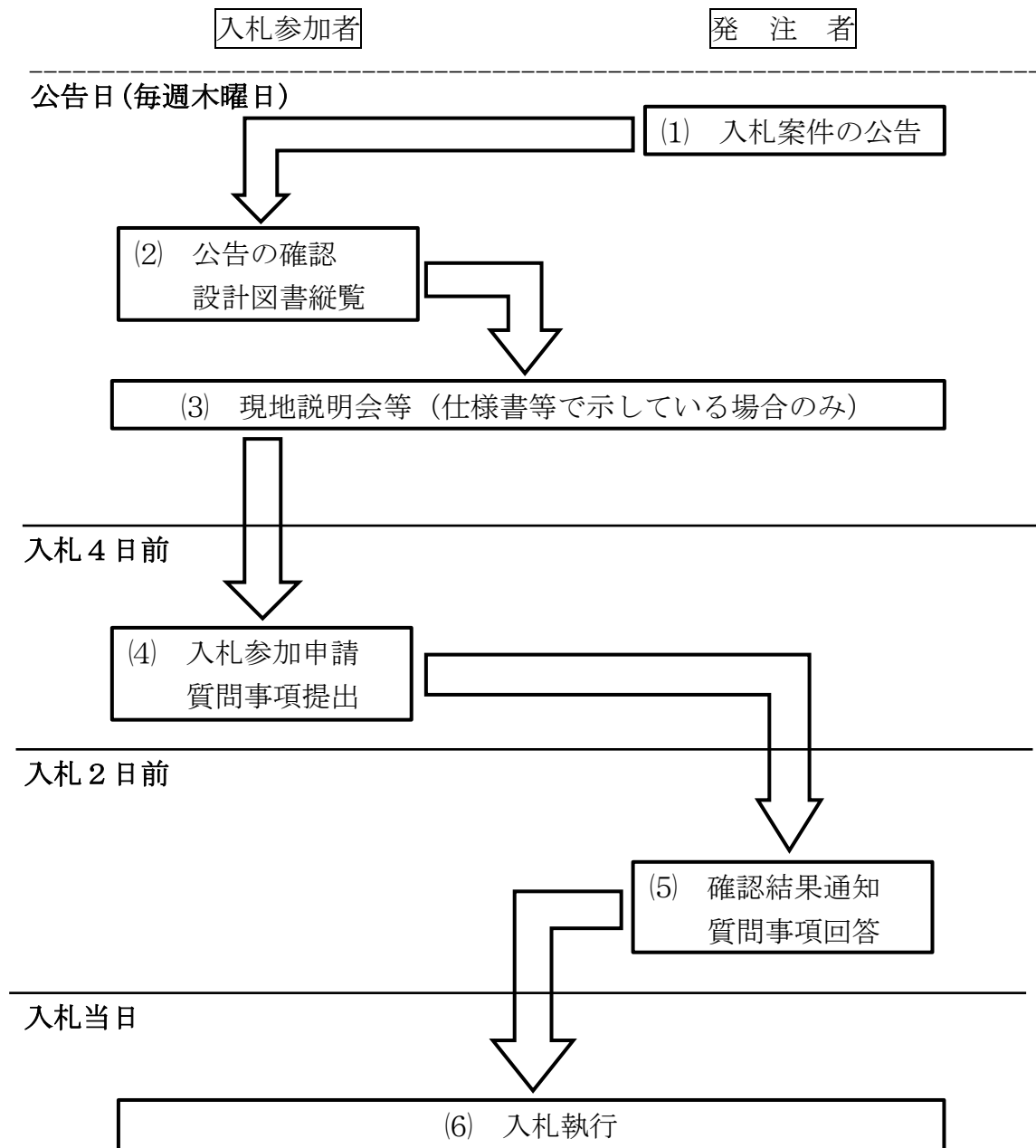
当市の条件付一般競争入札への参加にあたっては、この手引きを熟読いただき、十分ご理解の上、入札への参加申請手続きをされますようお願いします。

目 次

はじめに	1 頁
1 条件付一般競争入札の流れ	2 頁
2 条件付一般競争入札の手続き等の詳細	3 頁
3 入札参加資格の要件	5 頁
4 最低制限価格及び工事費内訳書	7 頁
5 予定価格の事前公表の試行	7 頁
(参考) 様式例及び資料	
条件付一般競争入札参加資格確認申請書 (様式第 1 号)	8 頁
公告例	9 頁
条件付一般競争入札説明書	11 頁
工事費内訳書	17 頁

1 条件付一般競争入札の流れ

陸前高田市で執行する条件付一般競争入札の基本的な流れは、次のとおりとなります。



注：上記図中に記載されている、「〇日前」の記載は、土休日及び市役所庁舎閉庁日を除く日で起算したものです。

2 条件付一般競争入札の手続き等の詳細

条件付一般競争入札の流れの詳細は、項目ごとに次のとおりとなります。

(1) 入札案件の公告

条件付一般競争入札の案件は、発注者が市公式ホームページ及び市役所掲示場に公告します。

当市の条件付一般競争入札の公告は、毎週木曜日（休日及び市役所庁舎閉庁日の場合は翌開庁日）午後 3 時までに掲載します。掲載される公告が無い場合は、その旨市公式ホームページに掲載しますので、ご確認ください。

市公式ホームページの公告は、以下のページからご確認ください。

○トップページ＞市政・市の計画＞入札・契約＞入札のお知らせ

指名競争入札と異なり、指名通知等を個別に通知することはありませんので、ご注意ください。

(2) 公告の確認及び設計図書の縦覧

掲載された公告は、市公式ホームページで確認が可能です。

公告には、設計図書の縦覧方法が示しており、特別な事情があるものを除き、設計図書も公告とあわせて市公式ホームページに掲載します。

一部、入札参加資格の要件として「陸前高田市営建設工事等請負入札参加者格付掲載業者である」旨を示している案件の設計図書の縦覧を行うためには、あらかじめ格付掲載業者に示しているファイル解凍用パスワードが必要です。

市公式ホームページ以外の設計図書縦覧場所が公告で示されている場合は、示された場所で設計図書を縦覧してください。縦覧方法等の不明点は、公告に示している設計図書及び仕様書等に関する事務を担当する部局までお問い合わせください。

なお、設計図書は、入札参加資格確認申請を提出する前に必ず縦覧してください。

(3) 現地説明会等

現地説明会は原則行いませんが、入札案件によっては、仕様書等で現地説明会等を開催する旨を示しているものがあります。開催日時、場所及び受付方法等は、示されている仕様書等をご確認ください。

なお、現地説明会等の出席を入札参加資格の要件として公告で示している場合もありますので、ご注意ください。

(4) 入札への参加資格確認申請及び質問事項の提出

公告、条件付一般競争入札説明書等を確認し、設計図書を縦覧した結果、入札への参加資格の要件を満たしている場合には、条件付一般競争入札参加資格の確認申請を提出することが出来ます。

提出する場合は、公告で示している参加申請提出書類を、同じく公告で示している、契約条項及び入札全般に関する事務を担当する部局へ提出してください。

提出書類は、条件付一般競争入札参加資格確認申請書（様式第1号）のほか、入札案件によって様式や添付書類が示されているものもありますので、その場合は作成し、あわせて提出してください。

また、入札への質問事項がある場合は、任意様式で書面にて質問書を作成し、公告で示している、設計図書及び仕様書等に関する事務を担当する部局へ提出してください。

入札への参加資格確認申請及び質問事項の提出期限は公告で示してありますが、おおむね入札執行日の4日前（土休日及び市役所庁舎閉庁日を除く）の午後5時を期限としています。提出は窓口への持参または郵送（宅配便等、記録の残る発送方法も可）とし、窓口の場合は土休日及び市役所庁舎閉庁日を除く午前9時から午後5時までとし、郵送の場合は期限必着としますので、余裕をもった提出をお願いします。

(5) 入札への参加資格確認申請の結果通知及び質問事項の回答

入札への参加資格確認申請を受理した後、入札参加資格の要件を満たしているか審査を行い、その結果を通知します。

審査の結果、入札参加資格の要件を満たしている旨を通知された者のみが、条件付一般競争入札に参加することが出来ます。

審査の結果、入札参加資格がない旨を通知された者は、その理由について問い合わせることが出来ます。ただし、この場合であっても原則として入札事務手続きは続行します。このことの問い合わせ先は、公告で示している、契約条項及び入札全般に関する事務を担当する部局となります。

また、入札への質問事項が提出された場合は、前述の結果通知とあわせて、提出された質問事項及びその回答を、入札参加資格の要件を満たしている者全員に通知します。

前述の結果通知及び回答は、公告で示している期日までに通知しますが、おおむね入札執行日の2日前（土休日及び市役所庁舎閉庁日を除く）の午後5時としています。通知は、条件付一般競争入札参加資格確認申請書に記載された番号へ、FAXにて通知します。添書には受領確認のための返信用確

認書が印字されていますので、通知を受領した後、確認書の記載欄を記入し、印字されている返送先へFAX送信してください。

確認書の返送が無い場合、通知が届いているか電話で確認することがあります。

(6) 条件付一般競争入札の執行

公告で示している日時及び場所で、条件付一般競争入札を執行します。入札書及び委任状は、参考様式を市公式ホームページに掲載しているので、使用される場合はダウンロードして作成してください。

入札執行の詳細は、条件付一般競争入札説明書を熟読願います。

3 入札参加資格の要件

条件付一般競争入札には、入札公告に示された入札参加資格の要件（条件）を全て満たす者が参加することが出来ます。この入札参加資格の主な要件は次のとおりです。

(1) 一般的要件

全ての条件付一般競争入札において、共通となる入札参加資格の要件は次のとおりとなります。なお、この要件を満たしていることを担保するため、当市の競争入札参加資格者名簿に登録されている者であることを要件に示したり、名簿登録者以外の参加を認める場合は、誓約書や登記簿謄本（履歴事項全部証明書）の写し等を提出書類として求める場合があります。

ア 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号、以下「政令」という。）

第167条の4第1項の規定に該当しない者であること。

イ 政令第167条の4第2項各号のいずれかに該当すると認められる者であって、その事実のあった後2年を経過していない者及びその者を代理人、支配人その他使用人として使用する者でないこと。

ウ 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てがなされている者（更正手続開始の決定後、入札参加資格の再認定を受けている者を除く。）でないこと。

エ 事業者の代表者、役員（執行役員を含む。）又は支店若しくは営業所を代表する者等その経営に関与する者が、暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定

- する暴力団員をいう。以下同じ。)又は暴力団(同条第2号に規定する暴力団をいう。)若しくは暴力団員と密接な関係を有している者でないこと。
- オ 資本関係若しくは人的関係がある会社又はこれらと同視し得る関係にある者(会社法(平成17年法律第86号)第2条第3号に規定する子会社、同条第4号に規定する親会社、中小企業等協同組合法(昭和24年法律第181号)第27条の2第1項の設立の許可を受けた中小企業等協同組合又はその組合員等をいう。)が同時に参加していないこと。
- カ 入札執行日において、本市の指名停止等措置基準等に基づく指名停止の通知を受け、かつ、その指名停止の期間が満了していない者でないこと。
- キ 定められた期間内に設計図書等を縦覧した者であること。

(2) 格付要件

市営建設工事及び建設関連業務の入札案件等では、特殊工法や特別な要件等を定めるものを除き、陸前高田市営建設工事等請負入札参加者格付基準に基づき定めた工種区分、格付区分に掲載されていることを要件として定める場合があります。

格付の詳細及び格付掲載の有無は、別途定めている格付基準及び格付表をご参照ください。

(3) 地域要件

主たる営業所(本社)または支店及び営業所等の所在地を、入札参加資格の要件として定める場合があります。

(4) 履行実績要件

過去、同種の工事や業務を受注し、履行していることを入札参加資格の要件として定める場合があります。官公庁、民間実績等の別、対象期間及び履行回数等の詳細は公告に示されます。

本要件を定める場合は、実績調書を提出様式で定めるほか、契約状況の確認出来る契約書の写し等の添付書類の提出をあわせて求めます。

(5) 技術者資格要件

一定の条件を満たした有資格者等を、管理者または従事者として配置することを入札参加資格の要件として定める場合があります。条件等の詳細は公告に示されます。

本要件を定める場合は、従事者調書を提出様式で定めるほか、条件を満たしていることを確認出来る書類等の添付書類の提出をあわせて求めます。

(6) その他要件

前述の要件のほか、入札案件によって特別な事情がある場合は、個別に要件を定める場合があります。要件は公告に示されますので、ご確認ください。

4 最低制限価格及び工事費内訳書

(1) 最低制限価格

当市では、建設工事及び建設関連業務において、適正な工事の履行を確保し、極端に低い入札価格による受注を防止するため、最低制限価格制度を適用しています。対象は、設計上最低制限価格を積算出来ない等の特別な事情を除く、解体工事以外の全ての建設工事及び建設関連業務です。

最低制限価格制度が適用となる入札案件は、公告に最低制限価格適用ありと示してあります。

最低制限価格の算定方法は、陸前高田市建設工事に係る最低制限価格制度実施要綱及び陸前高田市建設関連業務委託に係る最低制限価格制度実施要綱で定めています。市公式ホームページに掲載していますので、ご確認ください。

(2) 工事費内訳書

当市では、建設工事の入札執行時に、工事費内訳書の作成と提出を求めています。工事費内訳書の未提出や内容に不備等があるときは、入札が無効となる場合があるのでご注意ください。

工事費内訳書は当市で指定する様式で作成することとし、様式は入札案件ごとに公告とあわせて市公式ホームページに掲載します。

提出は第1回の入札時に、入札書の下に工事費内訳書を重ね、左上部1箇所をホチキス留めして、一緒に入札箱に投函してください。第2回目以降の入札時には、工事費内訳書の提出は必要ありません。

5 予定価格の事前公表の試行

令和7年10月から当面の間、建設工事及び建設コンサルの入札において予定価格の事前公表を試行します。事前公表の対象となる入札案件では、公告に事前公表の対象である旨示すほか、設計図書内の予定価格通知書において予定価格を公表します。

(参考)様式例及び資料

(様式第1号)

条件付一般競争入札参加資格確認申請書

年 月 日

陸前高田市長

様

申請者

所在地又は住所

(ふりがな)
商号又は名称

代表者職氏名

印

(直筆の署名の場合、押印省略可)

公告、条件付一般競争入札説明書及び設計図書等を確認、縦覧の上、下記のとおり条件付一般競争入札に参加したいので申請します。

なお、公告及び条件付一般競争入札説明書を熟読の上、入札参加資格のいずれも満たした者であり、提出書類等のすべての記載事項は事実と相違ないことを誓約します。

記

番 号	第 一 号
件 名	
公 告 日	年 月 日
提出書類	・ 条件付一般競争入札参加資格確認申請書 (本様式)

(申請担当者)

所 属 部 課

担 当 者 職 氏 名

電 話 番 号

ファクシミリ番号

公 告

次のとおり条件付一般競争入札に付する。

令和 年 月 日

陸前高田市長 ○ ○ ○ ○

1 条件付一般競争入札に付する事項

(1) 番 号	第 一 号		
(2) 件 名	〇〇〇工事		
(3) 概 要	特記仕様書及び設計図書等のとおり		
(4) 期 間	契約締結日の翌日から令和 年 月 日まで		
(5) 場 所	陸前高田市〇〇町字〇〇地内		
(6) 入 札	ア 日 時	令和 年 月 日午前 時 分	
	イ 場 所	陸前高田市役所 階会議室	
(7) そ の 他	ア 予定価格の事前公表	あり	
	イ 最低制限価格の設定	あり	
	ウ 工事費内訳書の提出	あり	

2 入札参加資格

- (1) 陸前高田市営建設工事等請負入札参加者格付〇〇工事〇級掲載業者であること。
- (2) 条件付一般競争入札説明書（以下「入札説明書」という。）に示された入札参加資格を満たしていること。

3 設計図書等の縦覧期間及び縦覧場所

- (1) 縦覧期間 公告の日から入札日前日まで
- (2) 縦覧場所 陸前高田市公式ホームページからダウンロードすること。

4 参加申請及び質問事項

- (1) 参加申請提出書類
ア 条件付一般競争入札参加資格確認申請書（様式第1号）
- (2) 質問事項提出書類
任意の書面により提出すること。
- (3) 提出先
ア 参加申請 6(1)の場所へ提出すること。

イ 質問事項 6(2)の場所へ提出すること。

(4) 提出期限

令和 年 月 日午後5時

提出は土休日及び市役所閉庁日を除く午前9時から午後5時までとし、
郵送の場合は期限必着であること。

(5) 通知

参加申請確認結果通知及び質問事項の回答は、令和 年 月 日
午後5時までにFAXにて通知する。

5 その他

- (1) 入札保証金は免除とする。
- (2) 契約保証金は契約金額の10分の1以上とする。(陸前高田市財務規則第133条各号のいずれかに該当する場合は、全部又は一部の納付を免除)
- (3) 入札者は、この公告のほか、陸前高田市公式ホームページで公開している入札説明書を遵守しなければならない。
- (4) 本市では予定価格の事前公表を試行しており、対象となる案件においては、1(7)に事前公表の対象である旨を示すほか、設計図書とともに予定価格通知書を陸前高田市公式ホームページに掲載する。
- (5) その他詳細は、入札説明書による。

6 事務を担当する部局

- (1) 契約条項及び入札全般に関する事務を担当する部局
〒029-2292 岩手県陸前高田市高田町字下和野100番地
総務部財政課 電話番号0192-54-2111 (内線〇〇〇)
- (2) 設計図書及び仕様書等に関する事務を担当する部局
〒029-2292 岩手県陸前高田市高田町字下和野100番地
〇〇部〇〇課 電話番号0192-54-2111 (内線〇〇〇)

条件付一般競争入札説明書

この条件付一般競争入札説明は、陸前高田市が発注する工事及び業務等に関し、入札に参加しようとする者（以下「入札参加者」という。）が熟知し、かつ遵守しなければならない一般的事項を明らかにするものである。

1 入札参加資格

入札に参加する者は、条件付一般競争入札公告（以下「公告」という。）に記載されたもののほか、次に掲げる条件を全て満たす者とする。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号、以下「政令」という。）第167条の4第1項の規定に該当しない者であること。
- (2) 政令第167条の4第2項各号のいずれかに該当すると認められる者であつて、その事実のあつた後2年を経過していない者及びその者を代理人、支配人その他使用人として使用する者でないこと。
- (3) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てがなされている者（更正手続開始の決定後、入札参加資格の再認定を受けている者を除く。）でないこと。
- (4) 事業者の代表者、役員（執行役員を含む。）又は支店若しくは営業所を代表する者等その経営に関与する者が、暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）又は暴力団（同条第2号に規定する暴力団をいう。）若しくは暴力団員と密接な関係を有している者でないこと。
- (5) 資本関係若しくは人的関係がある会社又はこれらと同視し得る関係にある者（会社法（平成17年法律第86号）第2条第3号に規定する子会社、同条第4号に規定する親会社、中小企業等協同組合法（昭和24年法律第181号）第27条の2第1項の設立の許可を受けた中小企業等協同組合又はその組合員等をいう。）が同時に参加していないこと。
- (6) 入札執行日において、本市の指名停止等措置基準等に基づく指名停止の通知を受け、かつ、その指名停止の期間が満了していない者でないこと。
- (7) 定められた期間内に設計図書等を縦覧した者であること。

2 入札参加申請における留意事項

- (1) 入札参加を希望する者は、条件付一般競争入札参加資格確認申請書及び公告で指定する書類を、公告に記載された提出期限までに提出場所へ提出しなければならない。
- (2) 提出された書類は返却しない。
- (3) 提出された書類の説明を求められた場合は、それに応じなければならない。
- (4) 書類を審査した結果、入札参加資格を有すると認められた者に限り、入札に参加でき

るものとする。

- (5) 審査結果は、公告に記載された日時までに通知する。

3 入札の方法等

- (1) 入札参加者は、代理人に入札させるときは、その委任状を持参させなければならない。
- (2) 入札書は、公告に記載の日時及び場所に持参しなければならない。郵送、電報及び伝送その他の方法による入札は、認めない。
- (3) 入札会場は公開とする。
- (4) 入札を行った者のうち、予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって入札した者を落札者とする。ただし、適正な工事の履行を確保するため、工事又は製造の請負の契約を締結する場合において、予定価格の制限の範囲内の最低価格をもって入札した者の価格が当該契約内容に適合した履行がされないおそれがあると認められるとき、又はその者と契約を締結することが、公正な取引の秩序を乱すおそれがあると認めるときは、その者を落札者とせず、予定価格の制限の範囲内で入札した他の者のうち、最低の価格をもって入札した者を落札者とする。
- (5) 入札回数は3回を限度とし、その都度最低入札価格を公表する。この限度内において落札者がいないときは、入札を打ち切る。ただし、予定価格と最低入札価格が僅差の場合、最低の価格をもって入札した者から見積書を徴収し、随意契約を締結する場合がある。
- (6) 落札の場合で、最低入札者が2以上の場合、くじ引きにより決定する。この場合において、当該入札をした者のうち、くじを引かない者があるときは、これに代わって入札事務に関係のない職員にくじを引かせる。
- (7) 入札書は次のことを表示し、押印すること。
- ア 入札年月日
 - イ 頭書に「入札書」である旨記載
 - ウ 入札参加者の住所、氏名及び印（法人の場合は、所在地、商号又は名称、代表者の氏名及び印。押印はスタンプ式印鑑不可。）
 - エ 宛名は「陸前高田市長 佐々木 拓」とすること。
 - オ 件名
 - カ 入札金額
- (8) 落札価格の決定は、入札書に記載された金額に、消費税及び地方消費税の額として、当該金額の10パーセント（軽減税率適用のものは当該金額の8パーセント）に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数がある場合はその端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とする。
- (9) 入札書の記載事項を訂正する場合は、当該訂正部分を線で抹消し、入札参加者の印を押印すること。ただし、金額の訂正は認めない。
- (10) 一度提出した入札書は、書換え、引換え又は撤回することはできない。

4 入札の無効

次のいずれかに該当する入札は、無効又は失格とする。

- (1) 民法（明治29年法律第89号）第90条（公序良俗違反）、第93条（心裡留保）、第94条（虚偽表示）又は第95条（錯誤）に該当する入札は無効とする。
- (2) 入札に参加する資格を有しない者のした入札は無効とする。
- (3) 入札参加者に求められる事項を履行しなかった者がした入札は無効とする。
- (4) 委任状を持参しない代理人のした入札は無効とする。
- (5) 記名押印をしていない入札は無効とする。
- (6) 金額を訂正した入札は無効とする。
- (7) 誤字、脱字等により必要事項が確認できない入札は無効とする。
- (8) 明らかに連合によると認められる入札は無効とする。
- (9) 同一の入札について他人の代理人を兼ね、又は2人以上の代理をした者の入札は無効とする。
- (10) 共同企業体にあつては、その構成全員の記名押印をしていない入札は無効とする。
- (11) 最低制限価格の適用がある入札は、最低制限価格に満たない価格をもって入札を行った者は失格となり、再度入札に参加することができない。
- (12) 工事費内訳書の提出を求める入札は、次のいずれかに該当する場合は、無効となる。
 - ア 工事費内訳書を提出しない入札
 - イ 工事費内訳書の内容と入札書の内容が一致しない入札（内訳書に値引きの記載は認めない。）
 - ウ 工事費内訳書の内訳が記載されていない入札
 - エ 工事費内訳書の内訳に千円未満の記載がある入札（千円未満は切捨て又は切上げを行うこと。）
 - オ 指定様式でない工事費内訳書を提出した入札
- (13) その他入札に関する条件に違反した入札は無効とする。

5 入札の辞退

- (1) 入札参加申請をし、入札参加資格を有すると認められて通知を受けた者は、入札執行の完了に至るまでは、いつでも入札を辞退することができる。ただし、提出した入札書の手換え、引換え又は撤回をすることはできない。
- (2) 入札を辞退するときは、次に掲げるところにより申し出なければならない。
 - ア 入札執行前にあつては、入札辞退届を入札執行担当課等に直接持参、又は郵送（入札日の前日までに到着するものに限る。）すること。
 - イ 入札執行中にあつては、入札辞退届又はその旨を記載した入札書を、入札を執行する職員に直接提出すること。
- (3) (2)ア又はイの規定により入札を辞退した者は、これを理由として以降の入札等について不利益な取扱いを受けることはない。ただし、(2)ア又はイの規定による申し出を行

わずに入札を辞退又は無断で欠席する行為を行ってはならない。

6 落札者の決定

- (1) 入札を行った者のうち、予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって入札した者を落札者とする。ただし、適正な工事の履行を確保するため、工事又は製造の請負の契約を締結する場合において、予定価格の制限の範囲内の最低価格をもって入札した者の価格が当該契約内容に適合した履行がされないおそれがあると認められるとき、又はその者と契約を締結することが、公正な取引の秩序を乱すおそれがあると認めるときは、その者を落札者とせず、予定価格の制限の範囲内で入札した他の者のうち、最低の価格をもって入札した者を落札者とする。
- (2) 入札執行回数は、3回を限度とするものとし、この限度内において落札者がいないときは、入札を打ち切る。ただし、予定価格と最低入札価格が僅差の場合、最低の価格をもって入札した者から見積書を徴収し、随意契約を締結する場合がある。

7 公正な入札の確保

- (1) 入札参加者は、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号）に抵触する行為を行ってはならない。
- (2) 入札参加者は、入札に当たっては、競争を制限する目的で他の入札参加者と入札価格又は入札意志についていかなる相談も行わず、独自に入札価格を定めなければならない。
- (3) 入札参加者は、落札者の決定前に、他の入札者に対して入札価格を意図的に開示してはならない。
- (4) 入札参加者が連合し、又は不穏の行動をなす場合において、入札を公正に執行することができないと認められるときは、当該入札参加者を入札に参加させず、又は入札の執行を延期し、若しくは取りやめることがある。

8 工事費内訳書

- (1) 工事費内訳書は公告に提出の記載がある場合に提出を求め、別に指定する様式によるものとする。（任意様式は不可とする。）
- (2) 工事費内訳書の宛名は「陸前高田市長 佐々木 拓」とすること。
- (3) 工事費内訳書は第1回の入札時に、入札書の下に重ねて、左上部1箇所をホチキス留し、一緒に入札箱に投函する。（2回目以降の入札の際には、提出は不要とする。）

9 個人情報の取扱い

入札参加者は、工事及び業務等において個人情報を取扱う場合においては、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）の規定に基づき、次の各号を遵守できるものであること。

- (1) 個人情報の保護に関する法律第66条第2項において準用する同条第1項の規定による安全管理措置を講ずる義務について遵守しなければならないこと。
- (2) 当該業務等において取り扱う個人情報の管理責任者（以下「個人情報管理責任者」と

いう。)及び当該業務に従事する者(以下「受注業務従事者」という。)を指定し、実施機関に報告すること。

- (3) 利用目的以外の目的のために利用しないよう、事務等において取り扱う個人情報の使用目的、使用範囲等を明確にすること。
- (4) 引き渡された個人情報の返還、廃棄等の時期を明確にすること。また、業務完了後も個人情報の保管を指示された場合は、その方法を明確にすること。その保管が完了したときは、指示に従い、速やかに個人情報を返還し、又は廃棄すること。
- (5) 個人情報の運搬が伴う場合には、運搬の過程で個人情報が紛失等することがないように、業務従事者が直接運搬する等、運搬及び受渡しの方法について確実な措置を講じなければならないこと。
- (6) 法等に違反した場合には、損害賠償請求、指名停止等の措置を採る場合があり、法の規定に基づき処罰される場合があること。
- (7) 個人情報の適正な取扱いを確保するため、別途報告又は資料の提出を指示する場合があり、その場合指示に従うこと。

10 契約締結の留意事項

- (1) 落札者として通知を受けた者は、入札の日から7日以内に契約書の取り交わしを行わなければならない。
- (2) 契約にあつては、工事及び業務等の全部若しくはその主たる部分を一括して第三者に委託し、又は請け負わせてはならない。
- (3) 工事契約にあつては、この工事に(建設業法第26条第3項に該当するものについては専任で)、入札執行日までに雇用している技術者(建設業法に定める経營業務の管理責任者及び営業専任技術者を除く。)を配置しなければならない。(入札参加資格審査申請時に提出された変更届に記載された者でなければならない。)
- (4) 工事契約にあつては、契約締結後、現場代理人等通知書により配置技術者について報告する際には、経歴書の職歴欄に雇入れ年月日(雇用期間)を明記するとともに、技術者資格者証を添付しなければならない。
- (5) 工事契約にあつては、請負代金額が130万円以上の工事(債務負担行為に係る契約にあつては、いずれかの会計年度の出来高予定額が130万円以上の工事)は、中間前金払を請求できるので、この場合は、中間前金払と部分払のいずれかを選択するものとする。

なお、その選択については、落札決定後に届け出るものとし、その後においては変更することができない。

- (6) 契約締結に当たり、中間前金払を請求する旨の届出を行っている場合には、部分払(債務負担行為に係る契約にあつては、原則として各会計年度末における部分払を除く。)を請求することはできない。

11 開封に立ち会う者に関する事項

開札は、入札参加者又はその代理人を立ち合わせて行うものとする。

12 再度入札に関する事項

- (1) 最初の入札において落札者がいない場合は、直ちに再度入札を行うものとする。なお、再度入札をしても落札者がいない場合も同様とする。
- (2) 再度入札を行う場合の入札者は、当該入札を辞退する者を除き、最初の入札における入札者のみとする。

13 契約に関する事項

契約手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨とする。

14 その他必要な事項

入札参加者又は契約の相手方が本件入札又は契約に関して要する費用は、すべて入札参加者又は契約の相手方の負担とし、本件入札が中止された場合等であってもその補償を請求することができないものとする。